

改正案	現行
<p>5 温熱環境に関すること</p> <p>5-1 省エネルギー対策等級</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基本原則</p> <p>イ 定義</p> <p>① 「地域区分」とは、<u>住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準</u>（平成11年通商産業省・建設省告示第2号。以下「<u>建築主等</u>の判断の基準」という。）別表第1に掲げる地域の区分をいう（6-2において同じ。）。</p> <p>② 「年間暖冷房負荷」とは、1年間における暖房負荷及び冷房負荷の合計をいい、<u>建築主等</u>の判断の基準 <u>1-3(1)ロ及びハ</u>に定める方法により求めることとする。この場合において、<u>建築主等</u>の判断の基準 <u>1-3(1)ハ</u>中「$L_s=0.09 \times D-15$」とあるのは、等級3への適合判定にあつては「$L_s=0.11 \times D-25$」と、等級2への適合判定にあつては「$L_s=0.19 \times D-15$」とする。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>a 一戸建ての住宅</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 開口部の面積の合計の床面積の合計に対する割合が28%以上（<u>建築主等</u>の判断の基準別表第1のI及びII地域においては、23%以上）である。</p> <p>(iii) (略)</p> <p>(iv) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>ロ 評価事項</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 評価基準（新築住宅）</p> <p>次のイ又はロのいずれかの基準によるものとする。</p> <p>イ 熱損失係数等による基準</p> <p>等級は、次に掲げる基準におけるそれぞれの等級（個別条件の下で求められる等級と特定条件の下で求められる等級のいずれか高い方の等級とすることができる。5-1において同じ。）のうち、最も低いものとする。</p> <p>① 熱損失係数に関する基準</p> <p>a (略)</p>	<p>5 温熱環境に関すること</p> <p>5-1 省エネルギー対策等級</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基本原則</p> <p>イ 定義</p> <p>① 「地域区分」とは、<u>住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準</u>（平成11年通商産業省・建設省告示第2号。以下「<u>建築主</u>の判断の基準」という。）別表第1に掲げる地域の区分をいう（6-2において同じ。）。</p> <p>② 「年間暖冷房負荷」とは、1年間における暖房負荷及び冷房負荷の合計をいい、<u>建築主</u>の判断の基準 <u>1(1)ロ及びハ</u>に定める方法により求めることとする。この場合において、<u>建築主</u>の判断の基準 <u>1(1)ハ</u>中「$L_s=0.09 \times D-15$」とあるのは、等級3への適合判定にあつては「$L_s=0.11 \times D-25$」と、等級2への適合判定にあつては「$L_s=0.19 \times D-15$」とする。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>a 一戸建ての住宅</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 開口部の面積の合計の床面積の合計に対する割合が28%以上（<u>建築主</u>の判断の基準別表第1のI及びII地域においては、23%以上）である。</p> <p>(iii) (略)</p> <p>(iv) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>ロ 評価事項</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 評価基準（新築住宅）</p> <p>次のイ又はロのいずれかの基準によるものとする。</p> <p>イ 熱損失係数等による基準</p> <p>等級は、次に掲げる基準におけるそれぞれの等級（個別条件の下で求められる等級と特定条件の下で求められる等級のいずれか高い方の等級とすることができる。5-1において同じ。）のうち、最も低いものとする。</p> <p>① 熱損失係数に関する基準</p> <p>a (略)</p>

b aの熱損失係数は、**建築主等**の判断の基準 1-3(2)イの(ロ)から(ニ)までに定める計算方法により算出する。この場合において、**建築主等**の判断の基準 1-3(2)イの(ロ)から(ニ)までの規定中「(イ)に定める熱損失係数の基準値」とあるのは「評価方法基準(3)イ①aの表に掲げる熱損失係数の基準値」とし、等級3への適合判定にあつては、(ニ)中のmに係る表は次の表1と、R₀に係る表は次の表2とし、等級2への適合判定にあつては、(ニ)は適用しないものとする。

表1 (略)

表2

	地域区分	建築主等 の判断の基準別表第2に掲げる地域の区分				
		(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
一戸建ての住宅	I	0.033	0.068			
	II	0.039	0.082	0.125		
	III	0.039	0.082	0.125	0.167	
	IV	0.044	0.092	0.141	0.189	0.237
	V			0.141	0.189	0.237
共同住宅等	I	0.051	0.106			
	II	0.061	0.127	0.193		
	III	0.061	0.127	0.193	0.260	
	IV	0.069	0.143	0.218	0.293	0.367
	V			0.218	0.293	0.367

② 夏期日射取得係数に関する基準

a 次の表の(い)項に掲げる等級ごとに、(ろ)項に掲げる地域区分に応じ、夏期日射取得係数がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。ただし、**建築主等**の判断の基準別表第1のI及びII地域において等級4の基準を満たさない評価対象住戸にあつては等級3とし、同表のIII、IV、V及びVI地域において等級3の基準を満たさない評価対象住戸にあつては等級2とする。

表 (略)

b aの夏期日射取得係数は、**建築主等**の判断の基準 1-3(2)ロ(ロ)に定める計算方法により算出すること。

③ 相当隙間面積に関する基準

a 次の表の(い)項に掲げる等級ごとに、(ろ)項に掲げる地域区分に応じ、相当隙間面積がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。ただし、**建築主等**の判断の基準別表第1のI地域において等級3の基準を満たさない評価対象住戸にあつては等級2とし、同表のII、III、IV、V及びVI地域において等級4の基準を満たさない評価対象住戸にあつては等級3とする。

表 (略)

b ①、②及び④に掲げる基準におけるそれぞれの等級のうち、最も低いものが等級4である評価対象住戸について、**建築主等**の判断の基準 1-3(2)イ(ロ)に定める計算方法により算出される熱損失係数が $3.7\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ を超える

b aの熱損失係数は、**建築主**の判断の基準 1(2)イの(ロ)から(ニ)までに定める計算方法により算出する。この場合において、**建築主**の判断の基準 1(2)イの(ロ)から(ニ)までの規定中「(イ)に定める熱損失係数の基準値」とあるのは「評価方法基準(3)イ①aの表に掲げる熱損失係数の基準値」とし、等級3への適合判定にあつては、(ニ)中のmに係る表は次の表1と、R₀に係る表は次の表2とし、等級2への適合判定にあつては、(ニ)は適用しないものとする。

表1 (略)

表2

	地域区分	建築主 の判断の基準別表第2に掲げる地域の区分				
		(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
一戸建ての住宅	I	0.033	0.068			
	II	0.039	0.082	0.125		
	III	0.039	0.082	0.125	0.167	
	IV	0.044	0.092	0.141	0.189	0.237
	V			0.141	0.189	0.237
共同住宅等	I	0.051	0.106			
	II	0.061	0.127	0.193		
	III	0.061	0.127	0.193	0.260	
	IV	0.069	0.143	0.218	0.293	0.367
	V			0.218	0.293	0.367

② 夏期日射取得係数に関する基準

a 次の表の(い)項に掲げる等級ごとに、(ろ)項に掲げる地域区分に応じ、夏期日射取得係数がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。ただし、**建築主**の判断の基準別表第1のI及びII地域において等級4の基準を満たさない評価対象住戸にあつては等級3とし、同表のIII、IV、V及びVI地域において等級3の基準を満たさない評価対象住戸にあつては等級2とする。

表 (略)

b aの夏期日射取得係数は、**建築主**の判断の基準 1(2)ロ(ロ)に定める計算方法により算出すること。

③ 相当隙間面積に関する基準

a 次の表の(い)項に掲げる等級ごとに、(ろ)項に掲げる地域区分に応じ、相当隙間面積がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。ただし、**建築主**の判断の基準別表第1のI地域において等級3の基準を満たさない評価対象住戸にあつては等級2とし、同表のII、III、IV、V及びVI地域において等級4の基準を満たさない評価対象住戸にあつては等級3とする。

表 (略)

b ①、②及び④に掲げる基準におけるそれぞれの等級のうち、最も低いものが等級4である評価対象住戸について、**建築主**の判断の基準 1(2)イ(ロ)に定める計算方法により算出される熱損失係数が $3.7\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ を超える場合に

場合によっては③の基準は適用しないこととし、 $1.9W/m^2 \cdot K$ を超え $3.7W/m^2 \cdot K$ 以下である場合においては a の表に掲げる相当隙間面積の基準値を $5.0cm^2/m^2$ とすることができる。

- c ①、②及び④に掲げる基準におけるそれぞれの等級のうち、最も低いものが等級3である評価対象住戸について、**建築主等**の判断の基準 1-3(2)イ(ロ)に定める計算方法により算出される熱損失係数が $1.8W/m^2 \cdot K$ を超える場合においては③の基準は適用しない。
- d 相当隙間面積は、次の表の(い)項に掲げる住宅の種類ごとに、(ろ)項に掲げる数値であるものとする。

(い)		(ろ)
住宅の種類		相当隙間面積 (単位 cm^2/m^2)
(1)	<u>住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針</u> (平成11年建設省告示第998号。以下「設計施工指針」という。)3(3)に掲げる基準のうち相当隙間面積を $5.0cm^2/m^2$ 以下とする場合に適用されるものに適合し、かつ、設計施工指針4(3)に掲げる基準のうちⅢ、Ⅳ、Ⅴ又はⅥ地域とする場合に適用されるものに適合している住宅	5.0
(2)	鉄筋コンクリート造の住宅その他これに類する住宅	5.0
(3)	設計施工指針3(3)に掲げる基準のうち相当隙間面積を $2.0cm^2/m^2$ 以下とする場合に適用されるものに適合し、かつ、設計施工指針4(3)に掲げる基準のうちⅠ又はⅡ地域とする場合に適用されるものに適合している住宅	2.0
(4)	(1)から(3)までに掲げる住宅以外の住宅	5.0超

設計施工指針 3(3)ニ(ニ) 中「流入」とあるのは「高濃度で流入及び滞留」とする。

④ 結露の発生を防止する対策に関する基準

a 等級4

設計施工指針 3(2)ロ(ロ)から(ハ)まで及び(チ)並びにハに掲げる基準に適合していること。この場合において、3-1(3)イ①gに適合している場合においては設計施工指針3(2)ロ(ハ)に、3-1(3)イ①fに適合している場合においては設計施工指針3(2)ロ(ホ)及び(ヘ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

b 等級3

設計施工指針3(2)ロ(ロ)、(ハ)、(ホ)及び(ヘ)に掲げる基準に適合していること。この場合において、3-1(3)イ①gに適合している場合においては設計施工指針3(2)ロ(ハ)に、3-1(3)イ①fに適合している場合においては設計施工指針3(2)ロ(ホ)及び(ヘ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

c 等級2

場合によっては③の基準は適用しないこととし、 $1.9W/m^2 \cdot K$ を超え $3.7W/m^2 \cdot K$ 以下である場合においては a の表に掲げる相当隙間面積の基準値を $5.0cm^2/m^2$ とすることができる。

- c ①、②及び④に掲げる基準におけるそれぞれの等級のうち、最も低いものが等級3である評価対象住戸について、**建築主**の判断の基準 1(2)イ(ロ)に定める計算方法により算出される熱損失係数が $1.8W/m^2 \cdot K$ を超える場合においては③の基準は適用しない。
- d 相当隙間面積は、次の表の(い)項に掲げる住宅の種類ごとに、(ろ)項に掲げる数値であるものとする。

(い)		(ろ)
住宅の種類		相当隙間面積 (単位 cm^2/m^2)
(1)	<u>住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針</u> (平成11年建設省告示第998号。以下「設計施工指針」という。)3(3)に掲げる基準のうち相当隙間面積を $5.0cm^2/m^2$ 以下とする場合に適用されるものに適合し、かつ、設計施工指針4(3)に掲げる基準のうちⅢ、Ⅳ、Ⅴ又はⅥ地域とする場合に適用されるものに適合している住宅	5.0
(2)	鉄筋コンクリート造の住宅その他これに類する住宅	5.0
(3)	設計施工指針3(3)に掲げる基準のうち相当隙間面積を $2.0cm^2/m^2$ 以下とする場合に適用されるものに適合し、かつ、設計施工指針4(3)に掲げる基準のうちⅠ又はⅡ地域とする場合に適用されるものに適合している住宅	2.0
(4)	(1)から(3)までに掲げる住宅以外の住宅	5.0超

設計施工指針 3(3)ハ(ハ) 中「流入」とあるのは「高濃度で流入及び滞留」とする。

④ 結露の発生を防止する対策に関する基準

a 等級4

設計施工指針 3(2)ロ(ロ)から(ハ)まで及びハに掲げる基準に適合していること。この場合において、3-1(3)イ①gに適合している場合においては設計施工指針3(2)ロ(ハ)に、3-1(3)イ①fに適合している場合においては設計施工指針3(2)ロ(ホ)及び(ヘ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

b 等級3

設計施工指針3(2)ロ(ロ)、(ハ)、(ホ)及び(ヘ)に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針3(2)ロ(ロ)中「防湿気密層」とあるのは「防湿層」と、「気密性及び防湿性」とあるのは「防湿性」とし、3-1(3)イ①gに適合している場合においては設計施工指針3(2)ロ(ハ)に、3-1(3)イ①fに適合している場合においては設計施工指針3(2)ロ(ホ)及び(ヘ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

c 等級2

設計施工指針 3 (2) ロ (ロ) に掲げる基準に適合していること。

ロ 熱貫流率等による基準

① 等級 4

次に掲げる基準に適合していること。

a (略)

b 躯体の断熱性能等に関する基準

設計施工指針 3 に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針 3 の本文中「次に」とあるのは「(1)並びに(2)イ、ロの(ロ)から(ハ)まで及び(チ)並びにハ並びに(3)に」と、設計施工指針 3 (3)ニ(ニ)中「流入」とあるのは「高濃度で流入及び滞留」とし、3-1 (3)イ①g に適合している場合にあつては設計施工指針 3 (2)ロ(ハ)に、3-1 (3)イ①f に適合している場合にあつては設計施工指針 3 (2)ロの(ホ)及び(ハ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

c (略)

② 等級 3

次に掲げる基準に適合していること。

a (略)

b 躯体の断熱性能等に関する基準

設計施工指針 3 に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針 3 の本文中「次に」とあるのは「(1)、(2)イの(イ)から(ハ)まで、ロの(ロ)、(ハ)、(ホ)及び(ハ)並びに(3)に」と、設計施工指針 3 (1)イの本文は「熱橋(構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であつて、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。)となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる数値以下であること。」と、設計施工指針 3 (1)イの表は次の表 1 と、設計施工指針 3 (1)ロの表は次の表 2 と、設計施工指針 3 (2)イ(ロ)の本文は「屋根又は天井と壁及び壁と床との取合部においては、外気が室内に流入しないよう有効な措置を講じること。」と、設計施工指針 3 (3)の本文中「地域の区分に応じ、判断基準 1-4 (1)の表に掲げる基準値」とあるのは「別表第 1 の I 地域においては、 $5.0\text{cm}^2/\text{m}^2$ 」と、設計施工指針 3 (3)ニ(ニ)中「流入」とあるのは「高濃度で流入及び滞留」とし、3-1 (3)イ①g に適合している場合にあつては設計施工指針 3 (2)ロ(ハ)に、3-1 (3)イ①f に適合している場合にあつては設計施工指針 3 (2)ロ(ホ)及び(ハ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

表 1 (略)

設計施工指針 3 (2) ロ (ロ) に掲げる基準に適合していること。この場合において、「防湿気密層」とあるのは「防湿層」と、「気密性及び防湿性」とあるのは「防湿性」とする。

ロ 熱貫流率等による基準

① 等級 4

次に掲げる基準に適合していること。

a (略)

b 躯体の断熱性能等に関する基準

設計施工指針 3 に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針 3 の本文中「次に」とあるのは「(1)、(2)イ、ロの(ロ)から(ハ)まで及びハ並びに(3)に」と、設計施工指針 3 (3)ハ(ハ)中「流入」とあるのは「高濃度で流入及び滞留」とし、3-1 (3)イ①g に適合している場合にあつては設計施工指針 3 (2)ロ(ハ)に、3-1 (3)イ①f に適合している場合にあつては設計施工指針 3 (2)ロの(ホ)及び(ハ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

c (略)

② 等級 3

次に掲げる基準に適合していること。

a (略)

b 躯体の断熱性能等に関する基準

設計施工指針 3 に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針 3 の本文中「次に」とあるのは「(1)、(2)イの(イ)から(ハ)まで、ロの(ロ)、(ハ)、(ホ)及び(ハ)並びに(3)に」と、設計施工指針 3 (1)イの本文は「熱橋(構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であつて、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。)となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる数値以下であること。」と、設計施工指針 3 (1)イの表は次の表 1 と、設計施工指針 3 (1)ロの表は次の表 2 と、設計施工指針 3 (2)イ(イ)の本文は「断熱材は、必要な部位に隙間なく施工すること。」と、設計施工指針 3 (2)イ(ロ)の本文は「屋根又は天井と壁及び壁と床との取合部においては、外気が室内に流入しないよう有効な措置を講じること。」と、設計施工指針 3 (2)ロ(ロ)中「防湿気密層」とあるのは「防湿層」と、「気密性及び防湿性」とあるのは「防湿性」と、設計施工指針 3 (3)の本文中「地域の区分に応じ、判断基準 2 (1)の表に掲げる基準値」とあるのは「別表第 1 の I 地域においては、 $5.0\text{cm}^2/\text{m}^2$ 」と、設計施工指針 3 (3)ハ(ハ)中「流入」とあるのは「高濃度で流入及び滞留」とし、3-1 (3)イ①g に適合している場合にあつては設計施工指針 3 (2)ロ(ハ)に、3-1 (3)イ①f に適合している場合にあつては設計施工指針 3 (2)ロ(ホ)及び(ハ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

表 1 (略)

表 2 (略)

c 開口部の断熱性能等に関する基準

設計施工指針 4 ((4)を除く。)に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針 4 (1)イの表は次の表 1 と、設計施工指針 4 (1)ロの表は次の表 2 と、設計施工指針 4 (2)イ中「Ⅰ及びⅡ」とあるのは「Ⅰ」と、「Ⅲ」とあるのは「Ⅱ」と、「Ⅳ及びⅤ」とあるのは「Ⅲ」と、「Ⅵ」とあるのは「Ⅳ、Ⅴ及びⅥ」と、設計施工指針 4 (2)ロの本文は「建築主等の判断の基準別表第 1 のⅢ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥ地域においては、方位が東北東から南を経て西北西までの範囲に面する窓では、日射侵入率が 0.66 以下のガラスを使用し、又は付属部材（レースカーテン、内付けブラインド（窓の直近内側に設置されるベネシャンブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するものをいう。）、紙障子、外付けブラインド（窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するオーニング（テント生地等で構成される日除けで開閉機構を有するものをいう。）若しくはサンシェード（窓全面を覆う網状面材の日除けをいう。）をいう。）その他日射の侵入を防止するため開口部に取付けるものをいう。）、ひさし、軒等（オーバーハング型日除けで、南東から南を経て南西までの方位に設置され、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの 0.3 倍以上のものをいう。）を設けること。」と、設計施工指針 4 (3)の表は次の表 3 とする。

表 1 (略)

表 2 (略)

表 3 (略)

③ 等級 2

次に掲げる基準に適合していること。

a (略)

b 躯体の断熱性能等に関する基準

設計施工指針 3 に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針 3 の本文中「その直下の天井、外気等」とあるのは、「その直下の天井並びに外気等」と、「床並びに外周が外気等に接する土間床等をいう。」とあるのは、「床をいう。」と、「次に」とあるのは「(1)並びに(2)のイの(1)及び(ロ)並びにロ(ロ)に」と、設計施工指針 3 (1)イの本文は「熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。」と、設計施工指針 3 (1)イの表は次の表 1 と、設計施工指針 3 (1)ロの表は次の表 2 と、設計施工指針 3 (2)イ(ロ)の本文は「屋根又は天井と壁及び壁と床との取合部にお

表 2 (略)

c 開口部の断熱性能等に関する基準

設計施工指針 4 ((4)を除く。)に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針 4 (1)イの表は次の表 1 と、設計施工指針 4 (1)ロの表は次の表 2 と、設計施工指針 4 (2)イ中「Ⅰ及びⅡ」とあるのは「Ⅰ」と、「Ⅲ」とあるのは「Ⅱ」と、「Ⅳ及びⅤ」とあるのは「Ⅲ」と、「Ⅵ」とあるのは「Ⅳ、Ⅴ及びⅥ」と、設計施工指針 4 (2)ロの本文は「建築主の判断の基準別表第 1 のⅢ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥ地域においては、方位が東北東から南を経て西北西までの範囲に面する窓では、日射侵入率が 0.66 以下のガラスを使用し、又は付属部材（レースカーテン、内付けブラインド（窓の直近内側に設置されるベネシャンブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するものをいう。）、紙障子、外付けブラインド（窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するオーニング（テント生地等で構成される日除けで開閉機構を有するものをいう。）若しくはサンシェード（窓全面を覆う網状面材の日除けをいう。）をいう。）その他日射の侵入を防止するため開口部に取付けるものをいう。）、ひさし、軒等（オーバーハング型日除けで、南東から南を経て南西までの方位に設置され、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの 0.3 倍以上のものをいう。）を設けること。」と、設計施工指針 4 (3)の表は次の表 3 とする。

表 1 (略)

表 2 (略)

表 3 (略)

③ 等級 2

次に掲げる基準に適合していること。

a (略)

b 躯体の断熱性能等に関する基準

設計施工指針 3 に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針 3 の本文中「その直下の天井、外気等」とあるのは、「その直下の天井並びに外気等」と、「床並びに外周が外気等に接する土間床等をいう。」とあるのは、「床をいう。」と、「次に」とあるのは「(1)並びに(2)のイの(1)及び(ロ)並びにロ(ロ)に」と、設計施工指針 3 (1)イの本文は「熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。」と、設計施工指針 3 (1)イの表は次の表 1 と、設計施工指針 3 (1)ロの表は次の表 2 と、設計施工指針 3 (2)イ(1)の本文は「断熱材は、必要な部位に隙間なく施工するこ

いては、外気が室内に流入しないよう有効な措置を講じること。」とする。

表 1 (略)
表 2 (略)
c (略)

と。」と、設計施工指針 3 (2) イ (ロ) の本文は「屋根又は天井と壁及び壁と床との取合部においては、外気が室内に流入しないよう有効な措置を講じること。」と、設計施工指針 3 (2) ロ (ロ) 中「防湿気密層」とあるのは「防湿層」と、「気密性及び防湿性」とあるのは「防湿性」とする。

表 1 (略)
表 2 (略)
c (略)